

○筑波大学50年史編纂委員会規程附則第2項ただし書について

〔令和6年8月29日〕
学 長 決 定

筑波大学50年史編纂委員会規程附則第2項ただし書について

筑波大学50年史編纂委員会規程（平成28年法人規程第33号）附則第2項ただし書による
延長期間は、令和9年3月31日までとする。

附 記

この決定は、令和6年8月29日から実施する。